

平成24年度 第1回 富士見市入札監視委員会 議事概要

開催日時及び場所	平成24年8月3日（金） 14時00分 第二委員会室
出席委員の 氏名及び職業	委員長 山下 勇一（埼玉大学 経済学部教授） 委員 尾崎 晴男（東洋大学 総合情報学部教授） 委員 平岡 直也（あおい総合法律事務所 弁護士）
事務局等職員の 氏名及び職業	総合政策部長 斉藤新太郎 管財課長 柴崎照隆 副課長 本多忠嗣 主査 加藤久典 主事 濱野伸秀 道路治水課副課長 星野宏 主査 大塚貴弘
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会（管財課長） 2 委員長あいさつ（山下委員長） 3 議事（進行＝山下委員長） <ol style="list-style-type: none"> （1）報告事項 <ol style="list-style-type: none"> ①建設工事等に関する入札及び契約状況について ②入札参加停止情報について （2）審議案件 <ol style="list-style-type: none"> ①建設工事案件に係る審議（一般競争入札）6件 ②建設工事案件に係る審議（指名競争入札）1件 ③建設工事案件に係る審議（随意契約）1件 ④建設関連業務案件に係る審議（指名競争入札）2件 （3）委員による協議 （4）審議結果講評 （5）その他 4 閉会（管財課長）

議事の経過

主な意見・質問等	内容・説明等
<p>(1) 報告事項（事務局から説明）</p> <p>①建設工事等に関する入札及び契約状況について</p> <p>委員：商業登記簿謄本に登録の無い市内支店業者の入札参加資格の確認はどのように行っているか。</p> <p>委員：各年度の各工種の格付け毎の価格基準は、業者はすぐに分かるものか。</p> <p>委員長：平成23年度の市内本支店の入札参加機会が多いのは、原則的な設計区分で考慮している結果</p>	<p>→事務局：資料1～7に基づき説明を行った。</p> <p>→事務局：建設業許可より支店・営業所等の登録を確認し、管財課職員が直接出向き、実態調査をしている。</p> <p>→事務局：年度当初に定める原則的な設計区分は公開していない。各案件毎の告示内容からその案件については分かる。工事の絶対数が減っているため、市内業者の枠を広げ受注機会が増えるよう取り組んでいる。</p> <p>→事務局：市として考慮している。小額の工事は市内限定にしている。高額な工事については、技術力や</p>

ということか。

委員長：年度によっても、工種によっても原則的な設計区分は変わってくるということか。

委員長：平成23年度下期では、5千万円を超える工事が無かった。1～2千万円の工事では、参加資格を埼玉県内まで広げているものがあるが、これは特殊な工事ということか。

委員長：最低制限価格は最後に公表することになっているが、過去の入札結果から統計を取っていけば設計価格に対して何%程度が最低制限価格になるか傾向が分かるのではないか。

②入札参加停止情報について

委員各位：指摘事項なし

(2) 審議案件（事務局・担当課から説明）

平成23年度下期執行入札より10件抽出。

案件抽出委員：工事・業務委託や担当課の重複に気をつけた上で、落札率の高低や入札業者を確認し、10件選定した。

①建設工事案件に係る審議（一般競争入札）6件

- 1 駅前広場暫定整備工事
- 2 道路修繕工事
- 3 富士見市運動公園付帯施設設置工事
- 4 配水管布設替（R5223外）工事
- 5 山室1丁目排水ポンプ設置工事
- 6 富士見江川右岸サイクリングコース整備工事

2 道路修繕工事について

委員：何故この工事を総合評価方式としたのか。

委員：総合評価方式を普及させたいが適切な案件が少ないということか。

資金力の問題もあるのでその都度設定している。

→**事務局**：基本は決まっている。その年度の発注予定表を公表する段階で調整を行っている。

→**事務局**：そのとおり。水道関係は一般の土木工事と違い、資材製造業者等が限定されると考える。但し、県内中小企業の受注機会増大に向けての案件も毎年発注している。

→**事務局**：傾向は分かるものと考えている。

→**事務局**：資料8に基づき説明を行った。

→**事務局**：資料「様式第6号その1」に基づき各案件の説明を行った。

→**事務局**：各担当課に1千万円以上の工事については、総合評価方式の導入をお願いしている。一般の入札と比較すると契約までの期間が1ヶ月近く多く掛かる。期間的にも金額的にも対応できるものがあると案件が少ない。この案件はそれを満たすものであった。

→**事務局**：今後は案件数を増やせるよう検討していきたい。

委員：工種は舗装であるが、2市1町まで範囲を広げているのは、原則的な設計区分か、総合評価方式のどちらによるものか。

委員：一般の入札と総合評価方式を比べると告示からの時間は差が無いように見える。総合評価方式がおよそ1ヶ月多く掛かる理由は何か。

委員：総合評価方式の技術資料は1週間の内に提出させ、開札までに資料の審査をする。結果として一般の入札と変わらない日程になったということか。

委員：埼玉県の小委員会では何を審議しているのか。

委員長：総合評価方式は、同じ評価項目で揃える資料も一緒という状況であれば、慣れれば難しいものではないように見える。同じ項目を評価し続ける事で業者側も技術者を揃える事や環境対策など加点されるよう努力するようになるのではないか。現実として、企業側も中々受け入れられないこと、発注課も準備に時間が掛かり協力が進んでいない。

委員：総合評価方式の良い所として、調査基準価格以下で入札しても価格点が一律である。

委員長：落札率から見ると対設計価格で81.7%となっていて、市としては技術能力のある業者を選べるだけでなく、落札率も下げることが出来ている。総合評価を推進していくべきではないか。

委員：発注課と業者の両者の協力が無いと推進は難しいのではないか。役所側が推進するなら制度等のしっかりとした枠組みを作る必要がある。現在の試行を継続し、良い方向に進むよう持続させていく。

→**事務局**：入札参加資格は、原則的な設計区分から決定する。舗装工事は登録業者が少ないため範囲を広げている。

→**事務局**：県の小委員会に審議を依頼していることから、遅くとも小委員会の開催2週間前に起工の決裁を受けて、県に依頼する必要がある。県の小委員会は月に2回の開催ペースのため、タイミングを考慮すると1ヶ月多く期間を見込む必要がある。

→**事務局**：そのとおり。告示前までの準備期間が長く掛かる。

→**事務局**：評価項目について審議している。県のガイドラインを利用しているので、それに沿ったものであるか、富士見市独自の項目があれば、設定が適正かどうかを審議している。

→**事務局**：ある程度体力のある企業では社会貢献度やISOの取得も可能であるが、市内の中小企業には難しい。特定の体力のある企業が受注し続けることになりかねない。同水準の業者が切磋琢磨し、技術者を雇用し、育成し、体力をつけ、ISOを取得していく。全体がそういった方向に向いていないと難しい。今後も市内業者の育成策を継続していきたい。

→**事務局**：本件も一番低い価格の入札業者と落札業者では200万円近い差があったが、価格点での差は小さかった。結果として技術評価点で落札業者が上回っていたため落札となった。総合評価方式ではこのような事が起こる。

現在はその途上段階であるとする。

委員：技術評価項目は、役所の都合によって選定した項目といった感じを受ける。市民の理解が得られるようなものか。

委員長：普及しつつある制度であり、様々な種類の工事で試行していくのはどうか。現状に重きを置いてしまうと業者が育たない。

4 配水管布設替（R5223 外）工事

委員：舗装工事は市内業者が少なく、小さな工事でも市外に広げるということだったが、難しい工事なのか。

委員長：配水管布設替は、年度計画に基づき行っているのか。

5 山室1丁目排水ポンプ設置工事

委員：入札参加者が2者と少ない。入札参加対象業者は何者か。

委員：業者数があることは分かった。小額の工事では参加しないということか。

6 富士見江川右岸サイクリングコース整備工事

委員長：発注課について、地域文化振興課となっている。今までと傾向が違う。市の工事はどのように分担しているのか。

②建設工事案件に係る審議(指名競争入札) 1件 別所雨水ポンプ場計装設備修繕

委員：修繕は、交換や設置なども含むということではないか。

③建設工事案件に係る審議(随意契約) 1件 市立勝頼小学校パラペット改修工事

→**事務局**：富士見市は県で作成したガイドラインを準用している。市独自にガイドラインを作成している所もある。

→**事務局**：総合評価方式という制度を業者に理解していただき、業者の体力や技術が向上するよう前向きに運用していきたい。

→**事務局**：舗装工事は専用の重機が必要となり、所有している業者が少ないことが原因である。

→**事務局**：水道課で計画を立てている。管は老朽化するので年次の交換計画がある。また、街の状況により口径を替えるといった計画も立てている。

→**事務局**：県内 A クラスの機械器具設置工事業対象で 38 社応札可能となっていた。

→**事務局**：そのように考えている。

→**部長**：埼玉県は自転車道の整備に積極的に取り組んでいる。県から 1/2 の補助を受け、地域活性化のために行った工事であり、地域活性化事業が地域文化振興課の所管であることと、道路治水課が技術協力をするという事で、特例で地域文化振興課が行うことになった。

→**事務局**：資料「様式第6号その2」に基づき案件の説明を行った。

→**事務局**：そのとおり。

→**事務局**：資料「様式第6号その3」に基づき案件の説明を行った。

委員：予定価格は、不調となった入札時と変わっていないという認識でよいか。

→事務局：そのとおり。

委員：パラペットのモルタルは何時落下したのか。また、設計には時間が掛かったか。

→部長：1月早々だと記憶している。剥離部分の落下があり、周囲を立ち入り禁止にした上で、剥離部分を確認した。落下物で怪我をする可能性も有り、危険な状態であったので緊急で設計をおこなった。

委員：最初から緊急で随意契約という選択肢は無かったのか。

→事務局：随意契約の選択肢はあった。担当課で、入札で対応出来ると判断した。結果として再度入札をする前に状態が悪くなり随意契約としたのだと考えている。

委員長：該当場所以外にこのような危険性は無いのか。また、競争が成立しなかった理由はどのように考えるか。

→事務局：計画を立てて改修や修繕を行っている。今回の原因は、昨年の地震により生じた亀裂に雨水が入るなどして部分的に劣化したものだと考えている。後からモルタルを付け送りしていた部分も弱い。競争が成立しなかった理由は、見積り期間、金額、工期等が影響していると考えている。小額の工事を希望する業者は少ないので金額の影響は大きかったと考えている。

委員長：随意契約は本件以外にどのくらいあるのか。

→事務局：全体数の把握はしていない。管財課で把握しているのは電子入札で不調となり随意契約となったもののみである。

④建設関連業務案件に係る審議(指名競争入札)2件

- 1 橋梁点検業務委託
- 2 実施設計業務委託(特環その1)

→事務局：資料「様式第6号その2」に基づき案件の説明を行った。

- 1 橋梁点検業務委託

委員長：長寿命化に向けた計画とはどのようなものか。

→部長：今年度から計画の策定を行う。

委員長：点検だけであれば設計額が高い。コンクリートコアの抜き取り試験などは含まれていないか。

→道路治水課：内容は、橋梁の点検、コンクリートの状況確認となっている。コンクリートの状況確認は、目視とシュミットハンマーテストのみとなる。足場の経費が掛かっているが、ほぼ人件費が占めている。

委員長：この結果を基に今年度から長寿命化計画を

→道路治水課：そのとおり。本件は点検が主であり、

<p>作成するという事か。</p> <p>委員長：耐震強度に問題のある橋は無いか。</p> <p>2 実施設計業務委託（特環その1）</p> <p>委員：設計業務は、複数年度続くものもある。受注者は、継続して受注したいと考える。それぞれ入札を経て契約者が決まるわけだが、1者だけ予定価格以下でその他は予定価格超過となるとその会社と何か特別な関係があるのかと疑いを持たれかねない。また、担当課で積算をした設計価格を予定価格で更に下げるのはどうなのか。</p> <p>(3) 委員による協議</p> <p>(4) 審議結果講評 審議案件について (意見具申については、委員会意見の項目に記載)</p> <p>(5) その他（管財課事務局から説明） 次回の会議日程について</p>	<p>今年度コスト算定を行い、修繕計画を立てる。今回は、15メートル以上の橋が対象となり、来年度に15メートル未満の主要な橋の計画を立て、橋梁の長寿命化計画を完了する予定である。</p> <p>→道路治水課：問題のある橋は無い。一部の橋が従前の基準で作られているために現在の基準で見ると劣るものがある。</p> <p>→事務局：設計価格＝予定価格という自治体が増えていく。</p> <p>→委員各位：承認</p> <p>→事務局：1月以降を考えている。後日改めて調整する。</p>
---	--

<p>委員会意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆総合評価方式は継続して取り組んでいくこと。 ◆人件費が大きな割合を占める案件の予定価格のあり方。1社以外予定価格超過となるような予定価格の設定の再考が必要。 ◆入札にあたっては、官製談合等に常に注意を払っていくこと。
--------------	---